

広島県都市計画審議会 第6回都市政策部会 議事録

- 1 日 時 令和元年10月17日(木)13:30～14:25
- 2 場 所 広島県庁北館2階 第2会議室(広島市中区基町10番52号)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて
- 5 担当部署 広島県土木建築局都市計画課施設計画グループ
(082)513-4117(ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

目 次

1 開会	1
2 議事	2
(1)都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見の対応整理	2
(2)広島県都市計画制度運用方針の最終報告について	12
3 閉会	14

1 開会

開会 13:30

○**司会** お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから広島県都市計画審議会第6回都市政策部会を開催いたします。

初めに、部会を傍聴される方々にお問い合わせ申し上げます。

本日受付にて配布いたしました「傍聴に際しての遵守事項」について遵守していただきますようお願い申し上げます。

委員の皆様には、御多用のところ御出席いただきまことにありがとうございます。

それでは、まず、皆様にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

本日お手元にお配りしておりますのは、

会議次第

配席表

資料一覧

資料1 都市政策部会委員及び幹事名簿

資料2 広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュール

資料3 パブリックコメントの実施状況について

資料4 都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見対応整理表

資料5 広島県都市計画制度運用方針(案)

資料6 広島県都市計画制度運用方針(案)補足資料

資料7 広島県都市計画制度運用方針(案)実務者用

資料8 広島県都市計画制度運用方針の見直しについて(中間報告)

以上でございます。

資料の漏れはございませんでしょうか。

(発言なし)

○**司会** よろしいでしょうか。

(発言なし)

○**司会** それでは、議事に入ります前に、前回の審議会以降に委員の異動がありましたので、御紹介いたします。

お手元の資料1 委員名簿をご覧ください。

名簿の1行目になります。

重藤隆文委員でございます。

重藤委員には、退任された渡部委員の御後任として、9月11日付で新たに御就任いただいております。

○**重藤委員** 重藤でございます。どうかよろしく願いいたします。

○**司会** 続きまして、名簿の下から2行目になります。

今榮敏彦委員でございます。

今榮竹原市長は、平谷尾道市長の退任に伴い、8月22日付で新たに御就任いただいております。

本日は御公務のため御欠席となっております。

それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。

資料 2「広島県都市計画制度運用方針の見直しに係る検討スケジュール」をご覧ください。

これまで部会が 5 回開催され、「広島県都市計画制度運用方針」素案等について御検討いただきました。

本日の第 6 回部会では、先日実施しましたパブリックコメント等における意見への対応及び次回都市計画審議会への運用方針の報告案について、御検討いただくこととしております。

今後の予定でございますが、本部会でいただいた御意見を踏まえた上で、11 月の都市計画審議会において、部会最終報告及び答申案の審議をお願いしたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

本日の会議時間は約 60 分を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第 18 条により、部会長が「部会の会議の議長」となっておりますことから、藤原部会長、よろしくお願いいたします。

○藤原部会長 皆さん、こんにちは。

本日は、先ほど御説明いただきましたように、この都市政策部会で重ねておりました案につきまして、いよいよ最終的に御確認をいただく段階になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議事に入りたいと思います。

本日の出席委員は 7 名でございます。

2 分の 1 以上の出席となっておりますので、審議会運営規程第 17 条第 3 項によりまして、この会は有効に成立していることを御報告いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

今回は、西名委員、それから村田委員御兩名をお願いしたいと思います。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

2 議事

(1)都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見の対応整理

【資料説明】

○藤原部会長 まず、議事(1)「都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見の対応整理」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 広島県土木建築局都市計画課で課長をしております栢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中間報告を行いました 7 月の都市計画審議会においていただきました御意見や、パブリックコメント等においていただきました意見などにつきまして、我々事務局の対応について御説明させていただきます。

それでは、これから先は着座にて御説明させていただきます。

まず、パブリックコメントの実施状況について、御説明をさせていただきます。

資料 3 をご覧ください。

令和元年 8 月 26 日から 9 月 27 日までの 1 カ月にわたりまして、県のホームページ及び、お手元の資料 3 の裏面に示しております県庁や県の出先事務所、それから市町役場などの閲覧

場所で運用方針(素案)の閲覧をしていただきました。

その結果、メールにて2件の意見提出がございましたので、本日はこの内容も含めまして御報告をさせていただきます。

また、前回の部会においていただきました御意見につきましては、パブリックコメントの意見とあわせて説明をさせていただくこととしておりましたので、それもあわせて御説明をさせていただきます。

それでは、資料4「都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見の対応整理表」をご覧ください。

いただきました御意見につきまして、目次にごございますように、第243回都市計画審議会、パブリックコメント、福山市からいただいております意見書、そして第5回都市政策部会、それぞれにおいていただきました御意見に対する対応方針を整理させていただいております。

それでは、表紙をめくっていただき、1ページをご覧ください。

第243回都市計画審議会において、いただきました御意見について説明をさせていただきます。

意見としまして、「市街化調整区域への編入について、県土の安全な暮らしを確保していくためといった表現や、農業は都市生活の上でも重要な観点であるため、農業上の土地利用に留意するといった表現を追加してはどうか。」という御意見がございました。

この意見への対応につきましては、御指摘を踏まえ、市街化調整区域への編入に当たり、「安全な暮らしを確保」「農業上の土地利用への配慮」といった表現を追加いたします。

資料5「広島県都市計画制度運用方針(案)」の48ページをご覧ください。

「(e)市街化調整区域への編入」の2段落目から、「また、市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合については、農業上の土地利用などに十分留意しつつ、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と土地の利用状況などを考慮し、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、県内市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入の運用について検討する。」

と修正をさせていただいております。

続きまして、資料4の2ページをごらんください。

パブリックコメントにおいていただきました御意見について説明をさせていただきます。

パブリックコメントにおきましては、2件の意見をいただきました。

なお、意見につきましては、いただいた文面のまま掲載をさせていただいております。

まず、1件目の意見は、「市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用」に関して御意見をいただいております。

具体的には、

「地域の産業の活性化を図るためには、高速道路 IC 周辺などにおける新たな開発だけでなく、既存ストックを有効活用できるよう、既存工業地の周辺においても、柔軟に開発許可の基準の見直しなどを行う地区に含めてもらいたい。

また、文脈が不明確であり、記載内容を以下のように修正していただきたい。」

という御意見でした。

この御意見への対応といたしましては、御指摘のとおり、既存ストックの有効活用だけでなく、

地域の産業振興や雇用確保の観点においても既存工業地の維持や活性化を図ることは重要であるため、既存工業地周辺に係る記載を追加します。

また、既存工業地周辺における開発は、開発許可の基準の見直しのほかにも、地区計画制度の活用が考えられることから、地区計画制度に係る記載をあわせて追加いたします。

次に、既存集落地区に関して文脈が不明確であるという御意見につきましては、市街化調整区域に位置づけられたことで、人口減少によるコミュニティの衰退や社会経済情勢の変化などへの対応が困難となっているという因果関係が明確となるよう、表現を見直いたします。

直したところにつきましては、資料5「広島県都市計画制度運用方針(案)」の50ページをご覧ください。

「(g)市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用」の3段落目から、

「一方で、次に示す地区などについては必要性が認められる開発行為について、地区計画制度の適切な運用や、柔軟に開発許可の基準の見直しなどを行う。」

囲みの中でございますが、

「○市街化調整区域に位置付けられ、開発行為や建築行為が厳しく制限されることにより、人口減少によるコミュニティの衰退や社会経済情勢の変化などへの対応が困難となっている既存集落地区

○産業系用地としての需要が高く、地域の産業の活性化が期待される既存工業地の周辺や高速道路IC周辺などの地区」

と修正をさせていただきます。

続きまして、資料4の3ページにお戻りください。

次に、2件目の意見です。

意見を読み上げさせていただきます。

「単純に住みやすい街づくりをお願いしたいです。

そのために、「安全・安心に暮らせる都市」の中に防災がほとんどで、子育て世帯や子供自体、ひいては大人も安全で快適に暮らせることがほとんどないのが残念です。

きちんと開発されなくて市街化調整区域のまま町になってしまい、子供が遊ぶ公園も近くになく、細い道や抜け道のように使われる危険な道が通学路になっていたり、非常に残念な都市づくりが見受けられます。

ぜひ、公園、通学路、自転車道路、ベビーカーなども通れる歩道など考えられた都市づくりが当たり前になるように方針を立てていただきたいと思います。

50戸連たんでの問題がありましたが、根本的なところで、そもそも、そういったところを事前に市街化区域として都市開発を行えばよいただけなのではないでしょうか？」

という御意見でした。

この御意見への対応といたしましては、御意見のありました「安全・安心に暮らせる都市」の実現に向けた運用方策において、安全で快適に暮らせる上で必要な通学路、自転車道路、ベビーカーなども通れる歩道については、資料5の「広島県都市計画制度運用方針(案)」の68ページ、「(ア)中心市街地、周辺の拠点地区に求められる市街地整備のあり方」「(a)歩きやすく移動しやすい都市空間づくり」において、歩道や公共施設などのバリアフリー化、住宅街などの生活道路における歩道整備やハンプの整備などの方針を位置づけているため、原案のままとさ

させていただきます。

次に、御意見のありました公園の整備に関する方針につきましては、「魅力あふれる都市」という将来像の実現に向けた運用方策において項目を追加し、内容の充実を図ります。

資料 5「広島県都市計画制度運用方針(案)」の 80 ページをご覧ください。

「(イ)個性豊かなまちづくりの推進」に、「(c)都市のオープンスペースの確保と有効活用」という項目として、

「公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、都市防災、都市環境の維持・改善、都市景観の形成、健康・レクリエーションなどの様々な機能を有しており、この機能を担保するため、歩いて行ける身近な公園や広域的なレクリエーション需要に対応した公園など、計画的な整備を推進する。

また、人々が集う市街地においては、公園・緑地、歩道などのオープンスペースを、イベントやオープンカフェなどとしての活用を推進する。」

を追加します。

続きまして、資料 4 にお戻りいただき、4 ページをご覧ください。

次に、50 戸連たんに関する意見への事務局の考えといたしまして、50 戸連たんについてでございますが、本制度は、市街化調整区域において行われる開発行為の許可制度であり、市街化区域へ編入することを前提としておりません。

御指摘のように、市街化区域へ編入して市街化すべき地区については、これまで本県においても、市街化区域へ編入した上で、計画的に開発を誘導するよう努めてまいりました。

このような基本的な考えに基づき、この度改定する「広島県都市計画制度運用方針(案)」の 50 ページの「(ア)線引き都市計画区域における土地利用の方針」の「(g)市街化調整区域における開発許可制度の適切・柔軟な運用」において、50 戸連たんなどの開発許可は、不良な街区形成につながる事例もあり、また、都市のスプロール化を進行させる要因の一つとなっていることから、今後は、市町の実情に応じた必要最低限の運用となるよう、見直しや廃止を含めた検討を行うことを位置づけています。

以上が、パブリックコメントにおいていただいた御意見と、その御意見に対する事務局の対応の説明となります。

続きまして、資料 4 の 5 ページをご覧ください。

このたび福山市からいただいた御意見でございますが、これまで事務局におきましては、市町からの意見を反映させる場といたしまして、市町担当者会議などを実施し、内容について御意見いただき、それらを反映してまいりました。

今回も同様に、市町への意見照会を行ったところ、資料 4 の 7 ページにその写しを添付しておりますが、福山市より都市計画審議会会長宛てで意見書の提出があったことから、本日の部会において、意見の内容と、それに対する事務局の考えを御説明させていただきます。

いただいた御意見といたしましては、大きく分けて 3 点の意見がございました。

まず、1 点目として、

「県民の生命財産に係る「がけレッド等」は、県が指定し、建築制限までかけている区域です。市街化区域は市街化を促進する区域であり、その内にある「がけレッド等」を逆線引きするかどうかは、県がまず基本的な方針を示すべきと考えます。」

という御意見をいただきました。

ここで、「逆線引き」ということですが、市街化区域から市街化調整区域へ編入することを言っているものでございます。

この意見に対する事務局の考えとしましては、県としまして、「広島県都市計画制度運用方針(案)」の48ページ、「(e)市街化区域への編入」において、次のとおり記載しております。

「また、市街化区域内の既成市街地で災害リスクの高い区域が含まれる場合については、農業上の土地利用などに十分留意しつつ、安全な暮らしを確保していくために、土砂災害特別警戒区域などの指定状況と土地の利用状況などを考慮し、立地適正化計画や各種災害への対策状況などを踏まえつつ、県内市町と連携の上、段階的な市街化調整区域への編入の運用について検討する。

なお、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの激甚化する自然災害の状況を踏まえ、特に、市街化区域の低未利用地における土砂災害特別警戒区域については、災害リスクの将来的な変化を見据えつつ、速やかに市街化調整区域へ編入するなどの検討を行う。」

と記載しており、土砂災害特別警戒区域等の市街化調整区域への編入に関する県としての方針を明確に示しているものと考えております。

続きまして、2点目の御意見といたしまして、

「その上で、市町が地域の実情等を勘案し、それに対する修正案を申し出て、県が都市計画を作成することが、本来のあるべき姿であると考えます。」

という御意見をいただきました。

この御意見に対する事務局の考えといたしましては、御指摘のことにつきましては、資料5「広島県都市計画制度運用方針(案)」の84ページ、「(a)県の都市計画は市町の提案を受けて作成することの原則化」において記載しておりますが、平成12年の法改正を受けまして、都市計画の決定事務は県及び市町の自治事務となったことから、平成14年に策定した現行の都市計画制度運用方針において、県・市町の役割を明確にしております。

このときから、本県においては、地域の実情を最も把握している市町を都市計画の計画主体に置き、まちづくりを進めることとして、県が定める都市計画についても、市町からの提案を受けて都市計画の案を作成することとして運用してきており、今後もこの方針に基づき都市計画を運用していきたいと考えております。

続きまして、資料4の6ページにお戻りください。

3点目の御意見といたしまして、

「県が示されているスケジュールによれば、がけレッド等の逆線引きは、2020年(令和4年)の総合見直しによらず、2026年(令和8年)の随時見直しで行うと聴いています。

いつ、土砂災害等が発生するかわからない中、市街化区域の中に存するがけレッド等の決定を2026年(令和8年)まで先延ばしするのではなく、2022年(令和4年)の総合見直しで一体的に実施するべきだと考えます。」

という御意見をいただきました。

当意見につきましては、運用方針の策定後のスケジュールに関する内容でありますことから、当部会において御検討いただいております広島県都市計画制度運用方針に関する意見ではな

いと判断をしております。

しかしながら、運用方針策定後に市町とこれらは調整して進めていくものでございますが、当意見の回答として、次のとおりさせていただいております。

「行政主導で、市街化区域内の災害リスクの高い区域を抽出し、市街化調整区域へ編入することについては、私権に大きく影響することから慎重に検討を行う必要があると考えています。

これまで県においては、令和4年に予定している総合見直しにおいて、土砂災害特別警戒区域などの災害リスクの高い区域を市街化調整区域へ編入することについて、市町から意見を聞きながら調整してきましたが、予算措置や広報、地元調整等の理由により、総合見直しにおいて県内の関係市町が一体的に実施することは難しい状況にあります。そのため、関係市町が一体的に災害リスクの高い区域を市街化調整区域へ編入することについては、総合見直しの後に予定している随時見直しにおいて実施することを検討しています。

しかしながら、総合見直しにおいて、住民からの要望や市町から申し出があった場合には、県として都市計画手続きを進めていくことを市町に伝えています。

県としましては、早期に災害リスクの高い区域を市街化調整区域へ編入できるよう、引き続き、市町と意見交換を重ねながら、取組を進めてまいります。」

以上が福山市からいただきました御意見と意見に対する事務局の対応の説明となります。

続きまして、資料4の8ページをご覧ください。

第5回都市政策部会においていただきました御意見につきましては、7月の都市計画審議会において報告した資料に反映しておりましたが、次の意見につきましては、本日の部会において整理することとしておりましたので、御説明します。

意見趣旨としまして、「今回の改定では、都市計画が土地利用のコントロールから、土地の活用へと従来の発想が転換したことが重要なメッセージなので、サブタイトルに入れたらどうか。」という意見をいただいております。

この意見への対応として、御指摘を踏まえ、今回の改定のポイントである目指すべき将来像や、「転換」というキーワードを踏まえ、事務局でサブタイトルの案を次のとおり検討いたしました。

まず、案1といたしまして、「拡大から集積へ、未来へつながる広島らしい都市構造への転換」。

この案は、これまでの人口増加に伴い拡大してきた都市を、本運用方針において目指すべき将来像として設定したコンパクト+ネットワーク型の都市へと方針を転換し、広島に最も合う都市構造を目指していくことを示すものとなっています。

次に、案2として、「人をひきつける安全で魅力的な都市を目指して」。

この案は、本運用方針において目指すべき将来像として設定した、安全・安心に暮らせる都市を基盤として、人をひきつけるような活力ある、魅力あふれる都市を目指していくことを示すものとなっています。

次に、案3といたしまして、「すべての都市が連携し合う新しい広島県を目指して」。

この案は、本運用方針において目指すべき将来像として設定したコンパクト+ネットワーク型の都市を意識し、都市機能を集積した拠点がネットワークでつながり、必要な機能を分担する、補足し合う広島県を目指していくことを示すものとなっています。

最後に、案4といたしまして、「未来を見据えた広島らしいサステイナブルシティを目指して」。

この案は、今後も広島県が選ばれ、住み続けてもらうためのまちづくりを進めるため、都市計画制度の運用方針を定めるとともに、SDGsの目標であります「住み続けられるまちづくり」を意識したものでございます。

このように四つの案を検討したところでございますが、事務局におきましてもサブタイトルを選定することに難航しておりまして、よろしければ、委員の皆様からそれぞれの案に対する御意見をいただき、最終案を「広島県都市計画制度運用方針」の表紙に記載させていただければと考えております。

以上で、都市計画審議会及びパブリックコメント等における意見への事務局の対応について説明を終わらせていただきます。

【討議】

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容のうち、まず、サブタイトル以外のところですね、これについて御意見、御質問等いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○渡邊委員 説明ありがとうございます。

資料の5ページ目の、福山市さんからの意見が出ていますが、これについて少しコメントをさせていただこうかと思っております。僕も土砂法の専門ではないので、間違っているかもしれないので、私の話したことをできたら後で、事務局で調べてほしいのですが、まず最初に、ここに「がけレッド等」と書いてある、いわゆる土砂法による土砂災害特別警戒区域というのは、建築制限はかけているのだけれども禁止はしていないという認識であって、つまり、条件つきだけれども建物を建てていることに対しては許容しているのだという理解でいます。

ですので、そういう意味では、土砂レッドのかかったところが市街化区域ではいけないということは、多分、法律上どこにも書いていないはずだというのがまず一つ目の認識です。

ですので、「がけレッド」等がかかっているから逆線引きしなさいということは、多分、法令的にはあまり根拠がないロジックなのかなと私は認識しています。

一方で、市町が定めた立地適正化計画の中では、居住誘導区域等については、土砂レッドは外しなさいということが確か書かれていると私は認識しているので、そういう意味では、市町が定める立地適正化計画の中では、多分土砂レッドは外しているのではないかと認識しております。

ですので、何が言いたいかと言うと、区域区分は広島県が定める都市計画なので、広島県が市町の立地適正化計画を見てどうするという議論は到底あり得ない話で、もしあるとすれば、市町が、自分たちが作った立地適正化計画に基づいて、「このがけレッドについては、市町の考えとして市街化区域から外すんだ。調整区域に逆線引きをするんだ」ということを判断して、それを市民の方にも御理解いただき、合意がもし形成されたら、都市計画法の15条の2という法律があって、その中で、市町が県の都市計画に対して、案を申し出ることができるので、市町の案として申し出るというのが、僕は正しいロジックなのではないかなと理解をしています。

それがきちんと伝わっているのかどうかはよくわからないので、5ページ目①の「事務局の考え方」というところのなお書きの前に、例えば「立地適正化計画に基づき、市町が逆線引きが望

ましいと判断し、地権者等との合意が形成された場合は、都市計画法第 15 条の 2 により、市町から逆線引きに係る案の申し出を行うことができる」みたいに、そこまで書くかどうかは別ですが運用はそうなのだとことを申し述べるのが、県の都市計画課としての筋なのではないかなと思った次第でございます。

そういう意味では、②も、案の申し出はもちろんできるので、すればいいのではないかとということでございます。

もう 1 個だけ。

6 ページ目の、先ほど説明にあった、運用指針とは直接関係ない逆線引きのタイミングをどうするのかという話なのですが、さっきの理屈から言うと、市町が必要だと思えば今度の総合見直しの中で市町が県さんに提案して逆線引きをすればいいだけの話であって、県のほうから積極的に「どうします」というものではないという気がします。

ただし、昨今、今回の台風ですごい被害が出て、50 年に一遍とか 30 年に一遍ではなくて、毎年本当に被害が発生しているので、それを勘案して、どうあるべきかという議論は、僕はしておくべきなのではないかなというところがあって、そこは、法律どうこうというよりも、県として、あるいは県の市町を担う都市計画としてどうあるべきかという議論はやるべきではないかなと思った次第でございます。

すみません。長くなりましたが、以上でございます。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からどうぞ。

○事務局 ありがとうございます。

まさに今、委員の方からもお話がございましたように、この崖地のレッドをはじめとするハザードエリアの取り扱いにつきましては、これまでの広島県の経験、反省等を踏まえまして、そういったところに人が住まないような、安全なまちづくりを目指していく、この点におきましては、福山市さんをはじめ、広島県内の各市町で、共通認識をしているところでございます。

県民並びに市・町民の生命・財産を守っていくという点では、行政の間で差はないと認識をしているところでございます。

そのような中、今後、市街化区域内にある、福山市さんからの意見に書かれておりますところの「がけレッド」などのハザードエリアを、県が方針を決めて一律に外すというのは、各市町の状況により、それぞれ対応が異なってくるものと考えております。

例えば、今はレッドになっているが、今後このエリアについては、新たな開発を行い、レッドをなくすようなことをする、もしくは砂防や急傾斜の事業などが計画されており、近々レッドが外される、あるいは見直される予定があるなど、それを踏まえて各市町において避難計画や、まちづくりといったことを考えていただく必要があると思います。

そのような意味で、これらの提案をしていただくのは、より地元に着目して詳しい市町さんで御提案をいただくのが、今後のまちづくりを進めていく上でも非常に大切なことであろうかと思えます。

その点につきましては、今、委員の先生から御指摘いただいたことと同じであると考えております。

しかしながら、今後どのような形で運用していくのか、指定をしていくのかということにつきま

ては、このたびの運用方針の中にも示しておりますが、市町と連携しながら、検討してまいりたいと思えますし、福山市さんの御意見にも、早くすべきという内容で書かれておりますが、我々も慎重に、かつ、スピード感を持って、市町と連携しながらこの検討を進めてまいりたいと考えております。

○**藤原部会長** 渡邊先生がおっしゃった、「そもそもロジックとしてこういうことなのではないか」ということについての御確認をいただきたいという話と、それが、確認できたとしたときに、回答として書いたほうがいいのかということだったと思うのですが、今の冒頭におっしゃった、「そもそも法律のつくり方としてこういうふうになっているのではないか」ということについての御確認はいただいていますでしょうか。

○**事務局** 失礼いたしました。回答が漏れておりましたが、福山市さんから、この点につきましては、都市計画法 15 条の 2 について御意見がありました。

都市計画法 15 条の 2 は、いわゆる市町から提案ができるという、「できる」規定になっております。

そういうことがございまして、福山市さんからは「本来は」という表現を使ったということですが、今申しましたように、前回の都市計画制度運用方針案以降、これらの都市計画に関する事務が地方においてきたということもありまして、主体的なまちづくりについては市町が進めていくべきとの考えの中で、我々もこの方針でやるべきだということを御説明させていただき、御理解を得るよう、引き続き福山市さんのほうにはお話しさせていただきたいと思っております。

○**藤原部会長** これは、意見照会が来た場合には、回答はされるわけですか。

○**事務局** それにつきましては、事務局のほうで検討させていただきます。

○**藤原部会長** というようなことですが、渡邊先生、それでよろしいですか。

○**渡邊委員** はい。

○**藤原部会長** 建設的な御意見をいただきましてありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

○**藤原部会長** よろしいでしょうか。

(異議なし)

○**藤原部会長** そうしますと、もう一つの宿題でありますサブタイトルです。

前回の部会におきまして、今回の趣旨が明快に伝わるように、「運用方針」という機械的な名前だけではなくて、サブタイトルをつけたらいいのではないかと、いい意見をいただきました。

それで、1 案、2 案、3 案、4 案なのですが、どうしましょう。「こういうのがいいのではないか」とか、御意見ありましたら伺いたしたいと思います、いかがでしょう。

御遠慮なく、これについては。

○**村田委員** どれがいいという意見ではないのですけれども、第 4 案のところ「サステイナブルシティを目指して」と、片仮名言葉で書いてあるのですが、これは、口頭でおっしゃられたように、「住み続けられるまちづくり」にしたほうがいいのかと。

というのも、そもそも目次の中にすら「サステイナブルシティ」という単語が 1 回も出ていなくて、これをキーワードと言われると、ちょっと違うかなというのがあります。

むしろ「まちづくり」のほうが、何回か出ているところがありますので、やはりここは、チョイスとしては「住み続けられるまちづくり」のほうが断然いいと思いました。

以上です。

○藤原部会長 それを置きかえたら4番がいいという意味ですか。

○村田委員 そうですね。選ぶとしたら。

○藤原部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○渡邊委員 これは多分僕が言ってしまった意見だと思うので、自分なりの見解を述べさせていただきます。

結論から言うと、僕は案1がいいなと思っています。

なぜかと言うと、法定の都市計画というのは、学校で習うのですが、物的計画(フィジカルプラン)だということを習っていて、そういう意味では、「都市構造」という言葉は比較的都市計画になじむ単語なのかなと思っています。

そこになおかつ「広島らしい」という言葉がついているので、ほかではなくて、広島らしい、いろいろないいところもあるし、あるいは課題も抱えているし、そういうことを考えた上で都市構造へ転換していくのだという、何かそういう意味では、広島県の都市計画制度運用指針に、言葉としてはちょっとかたい感じもあるのですが、片仮名よりはわかりやすいから、まだいいかなという感じもあります。

案2は、これは申しわけないのですが、どこの県でも多分使えそうな案なので、こういうのは避けたいなと。

案3は、総務省さんのキャッチフレーズのように思えてしまうので、あまり都市計画っぽくない。むしろ、「都市が連携して」と言う、連携中枢都市圏の話になりそうなので、これはちょっと違うかなと。

そして案4は、今、「住み続けられるまちづくり」という言葉で、僕もそれでいいと思うのですが、これはどっちかと言うと都市計画よりは総合計画かなというところがあるので、都市計画の運用指針と考えたときには、私は案1がいいのではないかと思った次第でございます。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

(意見なし)

○藤原部会長 考え方だと思うのですが、例えば1番と3番は、この都市計画制度の運用方針の手法というか、アプローチの仕方を書いて、それが変わると言っているわけです。

2番と4番は、この広島県という都市のゴールを、こうありたいというゴールを書いているわけです。

今回の都市計画制度運用方針というものについて、その中身のメッセージを出すか、それとも県としてのゴールを書くかということで、見方がちょっと違うのだろうなと僕は思っています。

どちらも一理あるのだと思いますが、わかりやすいのは、運用方針の考え方が、アプローチがこうなのだということをサブタイトルにつけたら、変わったところははっきりする。

一方で、例えば4番の、先ほど「総合計画」という言葉をおっしゃいましたが、もっと上位で県としてメッセージを出すべきキャッチコピーかなと思います。そういった意味で、この間、渡邊さん

が御発言いただいたのは、今回、今までよりも 180 度とは言わないけれども、かなりの方向転換をしている中で、どこが我々が踏み切ったところなのかをお知らせするというところで言うと、都市構造の転換というのは結構大きいかなと私も思います。

一個人としての意見ですので、取りまとめではありません。

皆さん御意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○西名委員 私も、簡単に言うと、案 1 がいいかなと。

要するに、目次を広げて見たときに、何が主題かと言うと、この拡大からの集積、コンパクト＋ネットワーク型都市というのが随所に出てまいりますし、それを目指していくというところが端的にあらわれていたほうが、この運用方針がよりわかりやすくなるのではないかと感じるころです。

同じような意見で申しわけないですが、確かに「都市計画制度運用方針」という、ただそれだけだと何がどうなのかよくわからないのですが、案 1 だとわかるのではないかなと思いますので、私も率直にそうかなと思いました。

以上です。

○藤原部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますでしょうか。

(意見なし)

○藤原部会長 出尽くしましたかね。

(意見なし)

○藤原部会長 そうしますと、案 1 が多いようなのですが、村田さん、これでいいですか。

○村田委員 いいです。最初のほうの「目指すべき将来像」のところにも「都市構造」と出ていますので。

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員の皆様方の御意見のまとめとしましては案 1 で決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤原部会長 ありがとうございます。それでは、案 1 にいたします。

この議題は以上ですが、ほかに何かお気づきの点ございましたでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原部会長 ございませんようでしたら、(1)は以上にさせていただきまして、議事(2)に移っていきたいと思います。

(2)広島県都市計画制度運用方針の最終報告について

【資料説明】

○藤原部会長 議事(2)は、「広島県都市計画制度運用方針の最終報告について」ということで、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、「広島県都市計画制度運用方針」の最終報告案について御説明をさせていただきます。

本日の部会の冒頭におきまして、司会より、今後のスケジュールについて説明をさせていただきましたが、11月に開催を予定しております都市計画審議会におきまして、これまで都市政策

部会において御検討いただきました「広島県都市計画制度運用方針」の案を御報告させていただきます。

報告におきましては、本日お配りしております資料 5「広島県都市計画制度運用方針(案)」、資料 6「広島県都市計画制度運用方針(案)補足資料」、資料 7「広島県都市計画制度運用方針(案)実務者用」について、本日いただきました御意見なども反映いたしました資料をお配りし、説明をさせていただく予定でございます。

なお、説明に当たりましては、7月に開催しました都市計画審議会と同様、パワーポイントにて御説明をさせていただく予定でございます。参考といたしまして、都市計画審議会において説明した際のパワーポイント資料を資料 8として本日お配りしております。

これらのことにつきまして、事務局より説明させていただきましたのち、内容の審議をいただきたいと考えております。

以上で、議事(2)「広島県都市計画制度運用方針の最終報告案について」の説明を終わらせていただきます。

【討議】

○**藤原部会長** ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

今回が最後の部会ということになりますので、全般的に何か意見がありましたら、御自由に御発言いただけたらと思います。

いかがでしょうか。どうぞ。

○**渡邊委員** 確認なのですが、資料 5 の運用指針(案)の 84 ページになるのですが、「(ア)市町を計画主体においた都市計画の仕組みづくり」の「(a)県の都市計画案は市町の提案を受けて作成することの原則化」と書いてあって、これは、私の認識では、県が定める都市計画は基本的に県が案をつくる、ただし、必要に応じて市町からの申し出があればそれを受けるのだという認識で、多分それは間違いないと思うのですが、この文章をさらっと読むと、「県の都市計画案は市町の提案を受けて作成することの原則化」と書くと、市町が案をつくって、それを県が咀嚼して、「うん、これだったらいいよ」と言って、「じゃ、それを県の案にしてあげる」みたいな、何かそういうふうなことではないですよという確認だけなのです。ちょっとまどろっこしい言い方をしましたが、県が定める都市計画は、基本的に県が案をつくるのだけれども、市町からの申し出があれば十分尊重してつくと、ただ、県のほうから市町さんに対して「申し出て」ということを言って案を申し出させるということではないですよという確認だけです。

以上です。

○**事務局** これは、実務的なものと、こういう制度の運用方針の中で示すものと、使い分けをさせていただいているわけですが、先ほど申し上げましたように、前回の運用方針の見直し、都市計画法の改正を受けて以降、広島県といたしましては、原則、都市計画の案につきましては市町からの申し出に基づいて、県の都市計画審議会等に諮って都市計画決定などをさせていただいているところでございます。

原則といいますのが、港湾事業者や、住民の方から直接というのもございますが、それ以外は

原則、市町からの申し出という形をとらせていただいております。

それは、考え方の根本として、まちづくりというのはやはりそのまちづくりに詳しい市町からの御意見、提案に基づいてやっていくべきであろうと考えているものですが、当然のことながら、県としても大きな、根幹的な都市計画にかかわるものにつきましては、市町と常に協議・連携をし、市町の意見を反映しながら県のほうで案となるベースのものをつくるものもごございます。

「原則化」というのは、そのあと、でき上がったものを、一応、市町からの申し出という体裁をとらせていただいて、都市計画の手續に入っていくということを示しているものでございます。

○藤原部会長 よろしいですか。

○渡邊委員 はい。

○藤原部会長 ほかにお気づきの点ございませんでしょうか。

(質問・意見なし)

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、特に御意見がほかにないようでありますので、この議題(2)につきましても、以上で、御了承いただけたものとさせていただきます。ありがとうございます。

本日議論いただきます議事としましては以上です。サブタイトルも含めまして、大変重要な決定をしていただいたと思います。

冒頭に出ましたけれども、11月の審議会におきまして運用方針の最終報告が行われます。

そのときには、サブタイトルも含めて御報告いただくということになっています。

本日、特に大きな修正点はなかったというふうに認識しておりますので、これをベースに、事務局でも今一度精査をしていただいて、最終報告案に持っていくということで進めてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○藤原部会長 ありがとうございます。

それでは、スケジュールに沿って進めてまいりたいと思います。

以上、この部会はこれで終わりですが、委員からもう一言どうしても言っておきたいことがあればお伺いしますが、よろしいでしょうか。

(意見なし)

○藤原部会長 ないようでしたら、本日の議論は以上をもって終わりたいと思います。

事務局にお戻しします。

3 閉会

○司会 ありがとうございます。

それでは、次回は11月の審議会において最終報告をさせていただきます。

皆様、本日はありがとうございました。

閉会 14:25

都市政策部会委員名簿

令和元年10月17日現在

氏名	所属等	備考
○ 重藤隆文	広島商工会議所副会頭	令和元年9月11日就任
すぎ杉原数美	広島国際大学教授	
○ わた渡邊かずなり	福山市立大学教授	
○ 藤原あきまさ	広島大学教授	部会長
○ にし西名だいさく	広島大学教授	
おお太田いくこ	広島市立大学教授	
○ 村田わかよ代	県立広島大学准教授	
はら原だひろこ	内閣官房地域活性化伝道師	
みず水たにまこと	中国地方整備局長	
代 おお大浦ひさのり	中国四国農政局長	
代 と土肥ゆたか	中国運輸局長	
いま今榮としひこ	竹原市長	令和元年8月22日就任
よし吉だたかゆき	坂町長	

都市政策部会幹事名簿

氏名	所属等	備考
代 西野博之	地域政策局長	
○ 友道康仁	土木建築局都市建築技術審議官	